

住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員や当該職員の所有に係る住宅に居住している職員に支給される手当。 ・持家2,500円(5年間) ・借家上限27,000円	同じ	20,717 千円	220,394 円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 最高支給限度額 21,600円	同じ	14,203 千円	44,246 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員の職に応じ、定額で支給	—	48,341 千円	409,669 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務を命じられた場合に支給(勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額)	同じ	7,443 千円	83,629 円

(7) 職員の福利厚生の状況

福利厚生事業は、徳島県市町村職員互助会、市共済会を中心に給付やレクリエーション事業などを実施しており、費用については職員の会費と市からの交付金によって運営されています。

平成18年度決算額(千円)	平成19年度決算額(千円)
28,676	25,389

上記決算額には、職員の定期健康診断、各種健診等も含んでおります。

5 特別職の報酬等の状況

(20年4月1日現在)

区分	給料	月額等
給料	市長 (660,000円) (880,000円)	940,000円 / 259,000円
	副市長 (632,700円) (703,000円)	769,000円 / 249,000円
報酬	議長 (472,000円) (417,000円)	598,000円 / 230,000円
	副議長 (391,000円)	465,000円 / 180,000円
期末手当	市長 (19年度支給割合) 3.3	月分
	副市長 (19年度支給割合) 3.3	月分
退職手当	市長 (算定方式) 880,000×4年×450/100	(1期の手当額) 15,840,000円 (支給時期) 退職時
	副市長 703,000×4年×360/100	10,123,200円 退職時

(注) 1 給料および報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の(1期の手当額)は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。(当分の間、上記手当額から5.6/100を減じて支給)

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
普通会計部門	一般行政部門	293	285	△8	事務の統廃合縮小、退職者不補充
	計	293	285	△8	<参考> 人口10,000人当たり職員数 67.53人 (類似団体の人口10,000人当たりの職員数 75.06人)
	教育部門	67	65	△2	退職者不補充
	消防部門	36	36	0	
公営企業等	小計	396	386	△10	<参考> 人口10,000人当たり職員数 91.46人 (類似団体の人口10,000人当たりの職員数 98.56人)
	小計	74	73	△1	事務の統廃合縮小、退職者不補充
合計		470 [496]	459 [496]	△11 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (20年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	5人	14人	33人	35人	49人	46人	53人	30人	50人	71人	66人	6人	458人

(3) 定員管理の数値目標および進捗状況

1. 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
509人	443人	66人	13.0%

(参考) 集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	平成17年4月1日職員数から66名減の443名に削減

※詳細については、小松島市のホームページをご覧ください。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	20人	9.2%
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	24人	11.0%
3級	係長、主任の職務又はこれと同程度の職務	46人	21.1%
4級	1.課長補佐の職務又はこれと同程度の職務 2.困難な業務を分掌する係長、主任の職務又はこれと同程度の職務	28人	12.8%
5級	1.困難な業務を分掌する課長補佐の職務又はこれと同程度の職務 2.特に困難な業務を分掌する係長、主任の職務又はこれと同程度の職務	50人	22.9%
6級	課長の職務又はこれと同程度の職務	37人	17.0%
7級	1.理事の職務又はこれと同程度の職務 2.部長の職務 3.副部長又はこれと同程度の職務	13人	6.0%

(注) 1 小松島市の給与条項に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度の給与構造改革により、従来の普通昇給と特別昇給を統合し、昇給月も毎年1月1日とし、昇給をA～Eの5段階に区分することになっており、本市では昇任者を上位区分に位置づけている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小松島市	徳島県	国
1人当たり平均支給額(19年度) 1,632千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,886千円	—
(19年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00月分 1.50月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00月分 1.50月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0月分 1.50月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等に よる加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

・一律支給

(2) 退職手当 (20年4月1日現在)

小松島市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 3,023千円	25,652千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 支給なし

(4) 特殊勤務手当 (20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)	14,519千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	183,785円
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	20.0%
手当の種類(手当数)	10種類

(5) 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	45,725千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	116千円
支給実績(18年度決算)	33,465千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	83千円

(6) その他の手当 (20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給される手当。 ・配偶者は13,000円、配偶者以外の扶養親族は6,500円。 ・配偶者がなく、扶養親族がある場合は1人目は11,000円、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子は5,000円加算。	同じ		37,584千円	214,766円